

【 健康福祉部 】

<p>件 名</p>	<p>社会福祉法人の不明金問題に対する京都府の指導、監査等について</p>
<p>申立概要 【受理31.3.22】</p>	<p>平成11年3月、社会福祉法人（以下「当該法人」という。）において、不明金問題が発覚した件に関し、監督官庁である京都府の機関の指導、監査その他の業務執行について監査を求める。</p> <p>① 府は当該法人に対する指導監査（一般監査）を実施していたのに不明金が見過ごされていた。府の業務執行上の原因及び問題点は何か。</p> <p>② 府は指導監査（特別監査）を実施したのか。</p> <p>③ 指導監査（特別監査）を実施した場合、指導監査結果報告書の作成、改善報告書の提出、改善内容の確認等はどうか。</p> <p>④ 指導監査（特別監査）を実施しなかった場合でも、一般監査は実施していたはずであるが、どのような指導をしていたのか。</p> <p>⑤ 府は当該法人に対し平成14年から平成19年まで補助金を交付しているが経理に将来的な改善が認められたと判断したのか。</p> <p>⑥ 府は当該法人の「特別損失」という会計処理案に対し、修正又は再検討の意見を述べるべきと考えるが、どのように対処したのか。</p> <p>⑦ 府は、厚生労働省に指導監査結果を報告する義務があるが、当該報告を検証した上で、指導監査は適正に行われていたのか。</p> <p>⑧ 平成28年3月以降、申立人は健康福祉部の担当職員と面談を重ねてきたが、問題点も改善点も全く明らかにされなかった。府職員の対応は適切な業務執行といえるのか。</p>
<p>確認事項 【通知元.8.9】</p>	<p>以下のとおり確認した。</p> <p>① 京都府議会平成12年9月定例会の会議録（以下「平成12年府議会会議録」という。）において、当時の保健福祉部長は、「本事案は、当該法人の収入として処理される前の段階で生じたものであり、法人の予算、決算に基づく収入支出を基本に点検する指導監査では発見することが困難であった」旨答弁しており、京都府の指導・監査において業務遂行上の問題点はなかったものと考えられる。</p> <p>② 指導監査は一般監査と特別監査とし、一般監査は年間計画又は概ね3箇年以内の年次計画により、特別監査は問題を有</p>

する施設を対象に随時実施するものとされていた。

一方、平成12年府議会会議録によると、当時の保健福祉部長から、「現金管理の適正化や内部牽制体制の確立などについて直ちに指導し、当該法人に対して内部牽制体制の強化による適正な経理処理などについて文書指導を行った」旨の答弁をしており、府は特別監査を実施したものと考えられる。

- ③ 平成12年府議会会議録によると、当時の保健福祉部長は、「当該法人から7月に改善報告書の提出を求め、現在その報告に沿った取り組みが進められているところ」と答弁しており、府は当該法人に対して指導監査結果の通知を行うとともに改善報告書の提出を求め、当該法人から提出された改善報告書の改善内容の確認を行ったものと考えられる。
- ④ ②のとおり、府は特別監査を実施したと考えられる。
- ⑤ 京都府文書の保管、保存等に関する規程等では、補助金に係る文書の保存年数は10年であり対象文書が存在しないため、府が当該法人に補助金を交付するに当たり、どのような判断を行ったのかは不明である。
- ⑥ 平成20年2月に当該法人から保健所宛てに提出された文書に対する保健所の対応については、指導監査に係る文書の保存年数は5年であり、当時の資料を探索したが存在せず、どのように対応したのか具体的な内容は不明である。
- ⑦ 社会福祉法人に対する指導・監督に係る国への報告には、統計法に基づく一般統計調査である福祉行政報告例により、社会福祉法人及び施設等に対する指導状況の報告を行っているが、同報告は、立入調査や勧告等項目ごとに件数を報告するもので、指導の対象となった社会福祉法人や施設名、指導内容等は報告することとなっていない。また、調査統計に係る文書の保存年数は5年で資料が存在しないことから、指導監査結果を検証することができない。
- ⑧ 平成28年以降、介護・地域福祉課は、申立人の要望に応え、当時保健所に在籍していた職員への事情聴取や関係書類を再度探索する等、可能な限り対応していた。また、申立てを受け、改めて関係職員への聴取及び関係書類の探索を行い、さらに厚生労働省にも文書の存否を確認したが、今回の調査によっても新たな事象や資料は発見できなかった。